



鹿島女をめぐる東村の農家経済について

(稲敷郡東村における農繁期臨時雇に関する調査の解説的記録)

目次

- I 東村の概況
- II その農業経営の実態
- III 農繁期と鹿島女たち
- IV 東村の農家経済

I 東村の概況

本村は茨城県の南部に位し、利根川と霞ヶ浦に囲まれたいわゆる日本水郷の一角を占めており、平坦な水田地帯を主とした約49平方町の農村である。これがこの調査の対象となつた東村の位置なのである。

もつとも東村という村名になつたのは、つい最近(昭和30年1月5日)のことで、それ以前には稲敷郡十余島村、本新島村、伊崎村の3ヶ村であつたものが、たまたま町村合併の気運が盛上つて、3ヶ村合併し、郡の東端の故をもつて東村と名付けられたようである。

利根川の下流に属するこの地域は、昔常陸と下総の国境に当り、利根の流れの変遷によつて現在の利根川以北の地になつた十余島、本新島及び隣村の金江津の3ヶ村

が、明治32年までは千葉県香取郡として残つていたのである。しかし同年茨城県に編入されたというような歴史があるが、これを裏書するようにこの3ヶ村においては現在でも下総方言が使われており、稲敷郡の他の町村の常陸方言と一区割を限っている。この地方はもともと利根下流の広大な遊水地帯であつて、昔は芦荻の茂るにまかされていたものが、戦国時代以降、幾度もの利根の氾濫と斗いながら、営々として働らく開拓者たちの労苦によつて、徐々に美田が作りあげられ、今日の東村の基礎が築き上げられたのである。俗に十六島といわれていた数多い島や、砂洲が現在もその地名を残していることなどでも、この村の発達を知る事ができるであろう。

II その農業経営の実態

既に述べたような発達過程を経てきた東村は、必然的に水田単作地帯として特殊な農業経営を行わなければならなかつた。その理由は以下掲げる表が示めてくれるように。

第1表 面積、世帯数及び人口

(昭和30年1月5日現在)

| | 面積 | 世帯数 | 人口 | | | 1方町当り人口 |
|------|----------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | | 男 | 女 | 計 | |
| 東村 | 49.01 | 1,678 | 4,867 | 5,355 | 10,222 | 208 |
| 旧十余島 | 17.81 | 561 | 1,691 | 1,947 | 3,638 | 204 |
| 旧本新島 | 19.08 | 583 | 1,671 | 1,820 | 3,491 | 183 |
| 旧伊崎 | 12.12 | 534 | 1,505 | 1,588 | 3,093 | 255 |
| 稲敷郡 | 397.43 | 20,577 | 56,081 | 58,988 | 115,069 | 290 |
| 茨城県 | 6,092.17 | 383,585 | 1,007,271 | 1,063,362 | 2,070,633 | 340 |

第2表 農家数及び耕地面積

| | 農家数 | 農家人口 | 耕地 | | | 一戸当り経営耕地 | 一戸当り水田面積 |
|------|---------|-----------|--------|---------|---------|----------|----------|
| | | | 田 | 畑 | 計 | | |
| 東村 | 1,419 | 9,112 | 1,847 | 153 | 2,000 | 1.41 | 1.31 |
| 旧十余島 | 498 | 3,393 | 851 | 43 | 894 | 1.80 | 1.71 |
| 旧本新島 | 479 | 3,058 | 593 | 30 | 623 | 1.30 | 1.24 |
| 旧伊崎 | 442 | 2,662 | 403 | 80 | 483 | 1.09 | 0.91 |
| 稲敷郡 | 15,547 | 93,741 | 10,545 | 6,911 | 17,456 | 1.12 | 0.68 |
| 茨城県 | 212,373 | 1,305,488 | 89,947 | 111,587 | 201,534 | 0.95 | 0.42 |

さて東村の人口及び面積については、第1表をごらんいただきたい。1方町当り208人という人口密度は本郡平均の290人、本県平均の340人を遥かに下廻り、郡の最

低を示している。そして第2表によつて農家数と耕地面積を比較対照すると、一般世帯に対する農家の割合は90%に達し、1戸当りの経営耕地が1町4反1畝に及ぶこ

とに注目させられると思う。これは郡平均に比して2反9畝、県平均に比して4反6畝も上廻っているのであるが、われわれがここで特に注意しなければならないのは経営耕地の1戸当り平均の差よりもその中の水田面積の差なのである。すなわち東村では農家1戸当りの経営耕地面積1町4反1畝のうち、水田面積が1町3反1畝

(93%)を占めていることである。これを郡平均の6反8畝、県平均の4反2畝と比較すれば明らかとなり、それまで徹底した水田単作地帯である東村の農業経営は端的に表現するなら水稲のとき如何ですべてが決定されてしまふのだといつても言い過ぎではないということなのである。第3表はこれをはつきりと裏付けているのだ。

第3表 耕地面積及び水稲作付規模別農家数

| 水稲作付規模別 耕地面積規模別 | 水稲作付規模別 | | | | | | | | |
|--------------------|---------|------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|-------------|------|
| | 総 数 | 1反未満 | 1反~3反 未 満 | 3反~5反 未 満 | 5反~1町 未 満 | 1町~1.5 町未満 | 1.5町~2 町未満 | 2町~3町 未満 | 3町以上 |
| 總 数 | 1,419 | 22 | 139 | 118 | 276 | 289 | 272 | 277 | 26 |
| 1 反 未 満 | 20 | 16 | 3 | — | — | — | — | — | — |
| 1反 ~ 3反 | 127 | 6 | 117 | 4 | — | — | — | — | — |
| 3反 ~ 5反 | 106 | — | 17 | 89 | — | — | — | — | — |
| 5反 ~ 1町 | 254 | — | 2 | 25 | 225 | 2 | — | — | — |
| 1町 ~1.5町 | 262 | — | — | — | 51 | 210 | 1 | — | — |
| 1.5町 ~ 2町 | 276 | — | — | — | — | 76 | 200 | — | — |
| 2町 ~ 3町 | 335 | — | — | — | — | 1 | 71 | 263 | — |
| 3 町 以 上 | 40 | — | — | — | — | — | — | 14 | 26 |

しかるにこの生命と頼む水稲の収穫にとつて、防ぐことの出来なかつた自然の脅威は、江戸時代に7回、明治時代に11回、昭和に入つても3回にわたつて洪水に見舞われる状態であつた。もともと天候に依存する農業であつてみれば、例年二百十日を前後として必ずといつてよい位来襲する台風により、必ずしも安泰ではない利根、

小貝の水防が教えたものの一つは、できるだけ早く稲を収穫することによつて、いくらかでもその被害を避けようということである。これは一度水害に見舞れたが最後最在の農家にとつては再起することの非常に難しいことを物語つていると思う。

第4表 品種別作付面積 (1/2抽出調査)

(昭和29年度)

| | | 水稲 335計 | 農林 1号 | トネワセ 農林55号 | 農林41号 | 農林14号 | 農林29号 | そ の 他 |
|-----|---------|---------|---------|---------------|--------|--------|--------|---------|
| 東 村 | 作付面積 | 町 78.89 | 町 48.35 | 町 9.12 | 町 2.18 | 町 8.03 | 町 1.11 | 町 10.10 |
| | 作付割合(%) | 100 | 61.2 | 11.6 | 2.8 | 10.2 | 1.4 | 12.8 |
| 稲敷郡 | 作付面積 | 488.74 | 120.73 | 56.56 | 11.24 | 23.66 | 117.85 | 158.70 |
| | 作付割合(%) | 100 | 24.7 | 11.6 | 2.3 | 4.8 | 24.1 | 32.5 |

そこで東村で現在作付されている品種を調べてみると第4表にみられるとおり、早稲の代表的な品種農林1号が圧倒的に多く、総作付面積の61%を占めている。更に早稲に属する農林55号(トネワセ)、農林41号等を含めると、その約80%が早稲であり、中稲でも比較的早い農林14号が残りの大半を占めている状況は、前述の水害による経験の結果といつてもよいのではないだろうか。試みに稲敷郡総体からみると、東村では1.4%しか作付されていない晩稲の代表的品種農林29号が、農林1号とならんでトップを占め、共に24%を示していることに注目すべきであろう。

かくして一方成育期間の短い早稲を作付すると共に一方ではこれを早く蒔き、早く本田に移植することに努めたのは当然のことであつたが、低温と晩霜の被害があ

つて、従来の苗代の管理方法では、自ら限界があつたのである。したがつて現在のよう、5月1日頃田植えを始めるなどということは不可能であつた。それが終戦以来油紙又はビニールなどの利用による保温折衷苗代の普及によつて、田植えの時期を約1ヶ月早くすることに成功したのは、貴重な収穫であつたわけである。

ところがわれわれは、ここで振返つて考えなければならない問題がまだ残されている。それは田植や稲刈などの農繁期に要する農業労働力の問題である。1,847町の水田に対して前述の事情を加味し、また本質的にも時期を急いでいる田植に果して、1,419戸の農家はその家族労働力をいかに配分し、またその不足をいかに補つているかについて、調べてみなければならないのである。

第5表 農業従事者数及び臨時雇延人員

| | 農家人口(a) | うち農業従事者数 | | | 人口100に (b)に対する従 (a)事者数 | 臨時雇延人員 (年間) | | |
|-----|---------|----------|--------|--------|------------------------------|-------------|--------|---------|
| | | 男 | 女 | 計 (b) | | 男 | 女 | 計 |
| 東 村 | 9,112 | 1,744 | 2,006 | 3,750 | 41 | 33,832 | 42,576 | 76,408 |
| 稲敷郡 | 93,741 | 20,927 | 22,429 | 43,356 | 46 | 93,268 | 99,293 | 189,561 |

第6表 雇入時期別農家数

| | 総農家数 | 春秋とも雇入 れた農家数 | 春のみ雇入れ た農家数 | 秋のみ雇入れ た農家数 | 春秋とも雇入れな かつた農家数 |
|-----|-------|-----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 東 村 | 1,419 | 855 | 11 | 76 | 477 |
| (%) | 100 | 60.2 | 0.8 | 5.4 | 33.6 |

第7表 雇入れ延人員別農家数

| 雇入延人員別 規模別 | 総農家数 | 使用しな いもの | 雇入延人員別 | | | | | |
|---------------|-------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 1人～19人 | 20～39人 | 40～59人 | 60～79人 | 80～99人 | 100人以上 |
| 總 数 | 1,479 | 477 | 59 | 169 | 139 | 139 | 128 | 308 |
| 1反未満 | 19 | 15 | 4 | — | — | — | — | — |
| 1反～3反 | 127 | 109 | 12 | 5 | 1 | — | — | — |
| 3反～5反 | 106 | 79 | 7 | 14 | 6 | — | — | — |
| 5反～1町 | 254 | 139 | 16 | 65 | 23 | 8 | 1 | 2 |
| 1町～1.5町 | 262 | 92 | 11 | 41 | 57 | 43 | 11 | 7 |
| 1.5町～2町 | 276 | 37 | 7 | 42 | 38 | 48 | 45 | 59 |
| 2町～3町 | 335 | 6 | 2 | 2 | 14 | 40 | 68 | 203 |
| 3町以上 | 40 | — | — | — | — | — | 3 | 37 |

そこで第5表から第7表までをごらんいただきたい。
ここではあきらかに家族労働力だけでは不足していることを示している。臨時の労働力を雇入れなかつた農家も83%あるが、これは1町歩未満の小農に属するものが大部分で、1町以上の農家では大部分が臨時雇を入れており、855戸の農家の大半はこれに属しているのであつて、東村では臨時雇なくしては農繁期は切抜けられないということをおそらく御承知願いたいのである。

Ⅲ 農繁期と鹿島女たち

われわれはかくしてこの小さなレポートの主題である移動労働力の問題、すなわちわかりやすくいつて鹿島女たちのことに入つてきたのである。もつとも俗に鹿島女とはいつても、必ずしも女性ばかりではなく、また鹿島郡出身の人達だけと限つていないことは、第8表をごらんのおりであるが、やはり鹿島女という言葉が彼女らの働きを端的に表現するのによさわしいものであろう。

第8表 雇入れ実人員数 (昭和29年度)

| 地域別 | 植 付 期 | | | 刈 入 期 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 鹿 島 郡 | 375 | 1,250 | 1,625 | 993 | 1,126 | 2,119 |
| 行 方 郡 | 32 | 86 | 118 | 32 | 47 | 79 |
| 稲 敷 郡 | 88 | 282 | 370 | 45 | 56 | 101 |
| 香 取 郡 | 122 | 498 | 620 | 151 | 174 | 325 |
| そ の 他 | 8 | 26 | 34 | 8 | 8 | 16 |
| 計 | 625 | 2,142 | 2,767 | 1,229 | 1,411 | 2,640 |

彼女たちの来訪は明治以来のことと聞いているが、現在でも毎年知合った農家や知人の紹介によつて各農家に泊込んで2、3日から1週間位の間働いては、また次の忙

しい農家に移つていくことを繰返しているのである。そして鹿島女たちの来訪は第9表農繁期の開始及び終了の時期と殆んど一致していることで知られるであろう。

第9表 期間別植付、刈入戸数

(昭和29年度)

| 植 付 期 | | | 刈 入 期 | | |
|-------|---------|-------|-------|-----------|-------|
| 開始戸数 | 期 間 | 終了戸数 | 開始戸数 | 期 間 | 終了戸数 |
| 22 | 5月 1~5日 | 1 | 15 | 8月20~25日 | — |
| 396 | 6~10日 | 20 | 125 | 26~31日 | — |
| 510 | 11~15日 | 116 | 865 | 9月 1~5日 | — |
| 256 | 16~20日 | 544 | 204 | 6~10日 | 6 |
| 89 | 21~25日 | 348 | 46 | 11~15日 | 7 |
| 22 | 26~31日 | 212 | 35 | 16~20日 | 68 |
| 14 | 6月 1~5日 | 54 | 8 | 21~25日 | 79 |
| — | 6~10日 | 11 | 7 | 26~30日 | 215 |
| — | 11~15日 | 1 | 3 | 10月 1~5日 | 119 |
| — | 16~20日 | 2 | 1 | 6~10日 | 205 |
| — | 21~25日 | — | — | 11~15日 | 188 |
| — | 26~30日 | — | — | 16~20日 | 192 |
| — | — | — | — | 21~25日 | 135 |
| — | — | — | — | 26~31日 | 73 |
| — | — | — | — | 11月 1~10日 | 15 |
| — | — | — | — | 11~20日 | 7 |
| 1,309 | 計 | 1,309 | 1,309 | 計 | 1,309 |

昔は田植えの季節は梅雨の時期であつた。「^{きみだれ}五月雨」といい、「農の五月」といつたのは、いずれも旧暦の五月であつたのであるが、それが保温折衷苗代の採用によつて、現在では新暦の五月に田植が行われてしまい、五月雨の季節はその後にやつてくるということになつてしまつた

そしてこの地方には早く田植えを終えた家では、まだ田植えを終らない家を手伝うという習慣があるが、なるべくは手伝われぬうちに田植えをすませたいという農家の気持も手伝つて、昨年より今年、今年より来年といくらかつ、毎年田植えが早くなつてゆく傾向は否定できないようである。

かかる状況は鹿島女たちが働きにやつてくる条件を、一層都合のよいものにしていくようである。この説明のために、ここで彼女たちの故郷、鹿島郡の状況について考察してみよう。説明の便宜上ここでは鹿島郡大同村(東村にきた鹿島女たちの最も多い出身地である)に例をとることとする。

大同村は鹿島郡の略中央にあつて、東は鹿島灘、西は北浦に限られた東西約2軒、南北約8軒の農村である。(第10表参照)世帯数1,211戸人口7,703人、農家が1,008戸で、その大部分を占め、1戸平均の耕作面積は田3反8畝、畑6反4畝で計9反2畝となつていて、水田が稲敷郡と較べて遥かに少いということと、その作付の時期が遅い

ことに特徴がある。海には望んでいても漁業としてみるべきものがなく、田も少く夏作は甘藷、冬作は麦類がその大半を占めているような状況では、農家経済も一般的について決して楽なものではないであろうと思われる。

(第10表参照)

実地に調査を担当された人の話によると、鹿島女たち自身は嫁入りの仕度等の小遣いとりすぎないのだといつていそうだが、一家の主人や主婦もその中に入つて働いているという点からみて、その賃銀が生計費の一部として期待されていないとはいえないようだ。それ故5月初旬から6月中旬にかけて麦の収穫、田植えの前の時期を比較的労働力に恵まれた故郷をあとにして、東村やその周辺に出稼ぎにくることは、少しも無理のないことであつた。事実若い人達はその期間中、激しい労働に従事しなければならぬのだが、その反面、宵の一時や雨降りの休日などには、ふだんの家族生活から開放された自由な時間を楽しんでいられるということも、見逃せない点ではないだろう。

ここで少しく彼女たちの労働の条件にふれてみたい。朝は夜明けから夕は日没に到るまで、約18時間前後の重労働に従事している彼女たちの得る報酬は、3食付泊込んで400円~450円位(現物給与なお若干)である。激しい労働ではあるが、炎暑下の田草取の手間が、300円~350

第10表 鹿島郡大同村の規模別農家人口及び耕地面積

| 区 別 規 模 | 農家戸数 | 人 口 | | | 耕 地 | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 田 | 畑 |
| 總 数 | 1,008 | 6,730 | 3,287 | 3,443 | 9,893 | 3,808 | 6,085 |
| 1反未滿 | 2 | 10 | 5 | 5 | 2 | 0 | 2 |
| 1反～3反 | 84 | 357 | 166 | 191 | 183 | 66 | 117 |
| 3反～5反 | 121 | 611 | 283 | 328 | 480 | 210 | 270 |
| 5反～1町 | 313 | 1,961 | 976 | 985 | 235 | 980 | 1,370 |
| 1町～1.5町 | 334 | 2,451 | 1,193 | 1,258 | 4,168 | 1,592 | 2,576 |
| 1.5町～2町 | 129 | 1,134 | 557 | 577 | 2,162 | 794 | 1,367 |
| 2町～3町 | 25 | 206 | 107 | 99 | 549 | 166 | 383 |

円からみたら遥かにいい賃銀であり、平均2、3週間働いて彼女たちが故郷に帰る時には6、7千円の小遣いをもって帰れる勘定になる訳なのである。この行事が毎年慣らわしとなつて、受入れる農家にしても働きにくい鹿島女にしても、その与える報酬と労働効果とは、お互いに来年のことまで考えて高効率、高賃銀と思われる傾向を辿っている。このようにして農家と鹿島女たちもちつともたつてきた因縁を、将来も深めていくのではないかと想像されている。

IV 東村の農家経済

かくして早い田植えは、必然的に早い稲刈となる訳だが、その時期については、既に第5表にみられるとおりである。但しこの表の昭和29年度は冷夏異常の年であつて、稲刈の時期が平年に比し一週間位遅れているという点を考慮に入れて欲しい。そして8月中、下旬から始つた稲刈は早場米奨励金を、ごつそり籾ぐと共に、端境期の東京都民の食糧事情緩和のために、一役買うという一石二鳥の働きをすることになるのである。

第11表 供出時期別供出量

(昭和29年度)

| 区 別 供出時期別 | 早 場 供 出 | | | | | 計 | 普通供出 12月21日 以降 | 合 計 | うち超 過供出 分 |
|--------------|--------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------|----------------------|---------------|-----------------|
| | 特 別 9月20日 まで | 第 一 期 9月30日 まで | 第 二 期 10月15日 まで | 第 三 期 11月 1日 まで | 第 四 期 12月20日 まで | | | | |
| 奨励金1俵あたり | 円 800 | 円 480 | 円 240 | 円 120 | 円 80 | — | — | — | 円 512 |
| 十余島地区 | 俵 20,171 | 俵 5,551 | 俵 1,529 | 俵 3,789 | 俵 2,984 | 俵 34,024 | 俵 620 | 俵 34,651 | 俵 7,431 |
| 本新島地区 | 14,879 | 1,821 | 841 | 983 | 4,005 | 22,529 | 347 | 22,876 | 4,721 |
| 伊崎地区 | 7,023 | 2,512 | 1,130 | 845 | 2,071 | 13,581 | 299 | 13,880 | 2,902 |
| 東村合計 | 42,073 | 9,884 | 3,500 | 5,617 | 9,060 | 70,134 | 1,273 | 71,407 | 15,054 |
| 同上供出代金 | 千円 156,427 | 千円 36,749 | 千円 13,013 | 千円 20,884 | 千円 33,685 | 千円 260,758 | 千円 4,733 | 千円 265,491 | 千円 — |
| 同上奨励金 | 33,618 | 4,744 | 840 | 674 | 725 | 40,601 | — | 48,308 | 7,707 |
| 供出代金合計 | 190,045 | 41,493 | 13,853 | 21,558 | 34,410 | 301,359 | 4,733 | 313,799 | 7,707 |

第11表をみれば明らかとなり、9月末日までに約52,000俵が供出され、これは総供出量の73%に当っており、その奨励金だけで3,826万円の巨額に達するのである。しかしながらこれが、みな農家の懐に飛び込むように思うのは大きな誤りなのである。われわれは、ここで再び鹿島女たちの存在を認識しなければならない。植付期に訪れた鹿島女たちはまた刈入期にも当然やつてくるのである。春の植付期に較べて、秋の刈入期は第9表で

おわりのとおり長く、且つ当然のことだが春の苗は秋には、重い穂を垂れているのであるから力仕事を伴つてくることになる。それ故に春にも増して秋は労働力を必要とし、春には女たちの3分の1位しか来なかつた男たちが、秋には女たちと概ね同じ位やつてきて働いているのである。その結果は第12表にみられるように約3万円に近い金額が、その貴重な労働の報酬として支払われているのである。

第12表 季別、地区別、臨時雇延人員及び支払賃金 (昭和29年度)

| | 雇入 農家数 | 臨時雇延人員 | | | 同支払賃銀 | | | 一戸平均 支払賃銀 | |
|-----|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|--------|
| | | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | | |
| 總数 | 942 | 31,247 | 43,107 | 74,354 | 26,874 | 2,742 | 29,616 | 31,440 | |
| 季別 | 春季 | 888 | 4,565 | 15,457 | 20,022 | 7,193 | 803 | 7,996 | 9,005 |
| | 秋季 | 907 | 24,682 | 27,650 | 52,332 | 19,681 | 1,939 | 21,620 | 23,837 |
| 地区別 | 十余島 | 420 | 16,761 | 21,346 | 38,107 | 13,850 | 1,758 | 15,608 | 37,162 |
| | 本新島 | 376 | 10,528 | 16,091 | 26,619 | 9,171 | 763 | 9,934 | 26,581 |
| | 伊崎 | 146 | 3,958 | 5,670 | 9,628 | 3,853 | 221 | 4,074 | 27,904 |

この額は早場米供出奨励金の73%に当っており、年平均1戸当り31,440円という鹿島女たちへの手当は、東村の農家にとつても決して軽い負担といえないだろう。現行の供出制度では、早場米の供出奨励金の制度が採用されているからその点については比較的恵まれているが、供出制度の改革の際には、一層その負担の重さを増してくるのではないだろうか。そしてこの早場米奨励金制度の改廃とからんで、或いは作付品種の転換等が招来されないといえず、(やはり反当収量の点では晩稲の方がすぐれているようである) ひいては鹿島女たちの往來についても何らかの変化をもたらすことになるかもしれない。

さてここで東村の農家経済事情に触れてみると、何といつても農業経営の最大の経費は、前述の臨時雇の賃銀を除けば肥料の購入費である。ちなみに本郡源清田村において行われた(昭和26年産米)米生産費調査の結果をみると第13表のとおりとなつている。ここでは家族労賃を一応金額で見積つてあるので18,039円の反当生産費となつているが、現実には支払られないこの家族労賃を除くと肥料費、畜力費、臨時雇賃の順となつている。東村におけるような莫大な臨時雇賃の支払いがないのは当然のことである。ここでは支払経費の10%を占めているにすぎない。そして反当2,032円の肥料費が36%を示しているがこれが普通の農村の姿なのではないだろうか。

第13表 反当米生産費 (昭和26年産米、源清田村) (昭和26年度)

| 種別 | 経費別 | 肥料代 | 畜力費 | 臨時雇賃 | 諸材料費 | その他 | 小計 | 家族労賃 | 合計 |
|----|-----|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|--------|
| | | 額(円) | 額(円) | 額(円) | 額(円) | 額(円) | | | |
| 金額 | (円) | 2,032 | 1,600 | 532 | 262 | 1,148 | 5,574 | 7,465 | 13,039 |
| 割合 | (%) | 36 | 29 | 10 | 5 | 20 | 100 | - | - |

ここでは仮りに反当金肥の使用額を平均1,941円(施肥量調査部平均結果)としてみると東村全体では3,585,027円を必要とする訳だが、この肥料代金の支払のために農業手形が当てられているのは、もうこの辺の農村の常識となつているようである。

そこで29年度中に割引かれた農業手形を調べてみると、村内の農業協同組合を経由したものでなくてもその総額が3,461,450円となつている所をみても、大部分の農家は、その肥料の代金を農業手形に依存していると見て差支えないのではあるまいか。

また農家1戸当りの年間現金支出額は236,405円(郡農村経済力測定調査結果より)となつているが、これをまかなうべき東村の1戸当りの平均供出米代金の総額は221,141円にすぎず、その家計ならびに農業経営費を補ぎないきれないという状況と推定されることは確かに一考の余地がある。

もつとも前述の推論は話をわかりやすくするために余りに条件を単純化してしまつたかもしれない。供出制度においては旧十余島村だけで、多賀郡全体の米の供出量に匹敵していたといわれていた位の米どころであつた。東村の人々の気風のよさもあつて、郡下でも景気のいいところといわれている位だから如何に単作地帯とは

いいながら、各農家では米作以外の作付も行つており、また養畜養禽に加えて、原料豊富な藁で藪、吠の生産という絶好の副業に恵まれている。更に現行の供出制度の下では、統計上に現われない数字も若干存在するのが常識であり、これらの条件を加えて東村の農家経済が成立つていたのであつて、決して一般農村よりも経済状態が悪いというのではないのである。

かくして年々歳々春と共に見渡す田の面に、早乙女としての鹿島女たちの訪れは、東村周辺の田園風景を何となくはなやかなものにしてきているのであるが、前にも述べたように長い伝統と必然的な環境条件の中ではごくまれたこの年中行事に似た鹿島女たちの来訪は、それに要する経費もさることながら、やはり保守的な農村にあつてそう簡単には変化しそうな慣習となつてしまつているのである。

しかし今後の農業経営について予想される不況は、従来の水田単作農業の前途に大きく立塞つており、現在農林省ならびに県関係で実施している土地改良工事の進捗により、澁田の二毛作化への努力が続けられている段階にあつて、東村の農家経済もその経営技術の改善につれて鹿島女たちの来訪の状況も、どういふ形に変化していくかについては将来とも大いに興味ある問題であろう。

(筆者は稲敷地方事務所調査課 鈴木主事)